

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年5月29日

【会社名】 株式会社カンセキ

【英訳名】 KANSEKI CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長谷川 静夫

【本店の所在の場所】 栃木県宇都宮市西川田本町三丁目1番1号

【電話番号】 028 - 658 - 8123(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 管理本部長 高橋 利明

【最寄りの連絡場所】 栃木県宇都宮市西川田本町三丁目1番1号

【電話番号】 028 - 659 - 3112

【事務連絡者氏名】 常務取締役 管理本部長 高橋 利明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年5月28日の第41期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年5月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金3円 総額44,408,211円

ロ 効力発生日

平成27年5月29日

第2号議案 定款一部変更の件

- (1) 会社に設置される機関をより明確化するため、規定を新設するものであります（変更案第3条）。
- (2) インターネットの普及を考慮して、株主総会参考書類等記載事項について、インターネットを利用する方法で開示提供できるよう規定を新設するものであります（変更案第15条）。
- (3) 株主総会における議決権の代理行使について、代理人の人数に関する定めを追加して規定するものであります（変更案第17条）。
- (4) 社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行会社法の規定に基づき、社外取締役および社外監査役の責任を予め限定する契約（責任限定契約）を締結できる旨の規定を新設するものであります（変更案第26条および第34条）。なお、第26条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (5) 上記条文の新設等に伴い、条数の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の具体的な内容決定の件

取締役に対するストック・オプションとして、年額200,000千円の報酬限度額範囲内において、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年間に発行する個数1,500個（150,000株）を上限として新株予約権を付与するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%) |
|---|------------|------------|------------|------|----------------------------|
| 第1号議案 剰余金処分の件 | 11,163 | 6 | | (注)1 | 可決 85.80 |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | 11,162 | 7 | | (注)2 | 可決 85.79 |
| 第3号議案 取締役に対する株式 報酬型ストック・オ プションに関する報 酬等の具体的な内容 決定の件 | 11,145 | 24 | | (注)1 | 可決 85.66 |

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。